

食事療養費に係る料金

◎1食 510円（非課税）

（住民税非課税世帯は240円または110円）

入院時食事療養(Ⅰ)の届出を行っており、管理栄養士又は栄養士によって管理された食事を適時（夕食については午後6時以降）、適温で提供しています。